

第 14 章 点検・評価

【 到達目標 】

本学は、「建学の精神に基づき、社会の付託に誠実かつ機敏に対応し」、「理念を実現するために、教職員一人一人の意欲を高め、教育、研究及び組織とその運営を常に自己改革し続けていくことが可能な組織とシステムを造り上げ」、「それによって、充実した教育と高い水準の研究を維持し、さらに発展させる」ことを方針としており、この方針の実現のために点検・評価を着実に実行していく。

2000 年に刊行した自己点検・評価報告書「(11) 自己点検・評価の組織体制」の「①本学の自己点検・評価組織とその活動上の有効性」、「②自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システムの内容とその活動上の有効性」において問題点の指摘と改善への施策が提起されており、到達目標を策定するにあたり、これを踏まえねばならない。その中でも以下の三点が特に重要である。

第一に、「今後は自己点検・評価活動を行う恒常的な組織体制を整備する必要がある。こうした組織体制の整備と教学改革委員会・基本問題委員会との連携がなされることによって、現状の点検・評価⇒改善策の策定⇒実施⇒点検……とつづく継続的サイクルが保障される」という指摘を踏まえ、点検・評価の体制を整備し、実行していく。

第二に、「FD に関する組織」が、「学生の知的精神的身体的水準の変化や、また教員の教育活動に関する開発研究などを踏まえた、具体的な改革策を全学的にうちだすために、必要である。」という指摘を踏まえた組織体制を整備していく。

第三に、「大学基準協会に提出した本報告書に、『相互評価』結果通知書及び添付された『勧告』や『助言』、『参考意見』を付して、公表」することを「第一歩として」、今後は広く「第三者評価」を求める必要がある。

以上の三点を踏まえ、点検・評価については、以下の項目を到達目標とする。

- 1) 点検・評価を行う恒常的な組織体制の整備
- 2) PDCA サイクルを保証する継続的 point 検・評価
- 3) 点検・評価を行う組織と他の組織との連携
- 4) 点検・評価を行うための基礎的データの整備と活用
- 5) 点検・評価を行うための学生によるアンケートの実施と活用
- 6) 点検・評価を改革へとつなげるために FD を実施する組織体制の整備
- 7) 第三者評価の実施

【 現状説明 】

1) 自己点検・評価の恒常的な活動等について

2002 年、「継続的 point 検・評価」を実施すべく、「恒常的な組織」として自己点検・評価全学委員会が設けられた。同委員会は「点検・評価を行う組織と他の組織との連携」を考慮し、教学の重要な委員会の長を委員として運営され、特に大学基準協会の相互評価受審に伴う『自己点検・評価報告書』提出後は、「相互評価結果」及び改善勧告について継続的に検討を行い、点検・評価を改革へのステップとするよう努力を続けてきた。その結果として、2004 年度に「大学基準協会相互評価に対する改善報告書」を作成し、同協会に提出した。

点検・評価をさらに充実したものとするため、2002 年度から、同委員会の主管のもと、「学生による授業評価のアンケート調査」が開始され、すでに 8 回（隔年前後期）実施された。このアンケートについては各科目の担当者にその結果を直接通知するとともに、学外の業者の協力の下、複数の項目の相関及び経年分析を行い、その結果を報告書にまとめ、学内に提供するとともに、今日では学外に対する公開を強く意識している。

学生生活支援部が主管してきた学生の生活実態調査を2003年度からは、点検・評価の一環として取り組むこととし、同委員会の主管のもと3回実施した。これについても全項目について分析を行い、その結果は学内において公開するとともに、一部をホームページで学外に公開している。

第三者機関による認証評価が義務化されたことに伴い、本学では2007年8月1日付けで自己点検・評価及び認証評価担当の学長補佐を置き、同年10月1日には、自己点検・評価、認証評価を主管する事務室（「認証評価推進事務室」）を学長室の中に設置し、点検・評価の体制強化を行った。

その後、本学においては6年に一度認証評価を受審すること（但し、法務研究科は5年に一度受審する）、受審に伴う助言・勧告を真摯に実施するために3年に1度全学で自己点検・評価を行うこと、さらには2008年度に自己点検・評価を行い、2009年度に受審することを定めた。この決定に基づき、各学部、研究科、研究所、各種委員会等において当該組織の長をトップとした学部等自己点検・評価実施委員会と自己点検・評価委員全学委員会委員との協力の下、2008年1月から点検・評価活動が本格的に開始された。

なお、点検・評価の基準とすべき本学の理念と方針については、1999年の自己点検・評価の際に定められたものを基本とするとともに、2006年に実施された教育改革、大学院の教育・研究上の目的の明示、2007年の学部・学科の教育・研究上の目的の明示、2008年に公表された本法人の将来構想を取り込み、より具体的で豊富な内容を持つものとして2008年8月に書き改められた。

2000年の点検・評価報告書の指摘と、2007年度からの大学院におけるFDの義務化を踏まえ、2007年7月に大学院学務委員会が学長の諮問に対して、FDを実施する全学的組織の起ち上げを主とする答申を行った。この答申と、点検・評価の関連性を踏まえ、FDワーキンググループを自己点検・評価全学委員会の中に起ち上げた。その後、同ワーキンググループの答申に基づき、2008年4月より教学改革委員会のもと、FD全学委員会設置準備委員会が、また、各学部等のFD実施委員会起ち上げられた後、10月から学長のもとにFD全学委員会を起ち上げた。これによって、学長のもとに全学の点検・評価委員会とFD委員会が置かれ、PDCAサイクルが動き出す基礎ができあがった。

自己点検・評価全学委員会と認証評価推進事務室によって、点検・評価、認証評価に関する学内啓蒙活動を行うとともに、2008年度の自己点検・評価に向けて、学内各組織に対して、大学基準協会発行のハンドブックを配付、また本学独自のマニュアル『神奈川大学・大学院 自己点検・評価及び認証評価に際しての手引き』を作成し、これに基づき各組織での「点検・評価報告書」の執筆が開始され、第一次草案が夏季休暇前に提出された。

また、直近の大学に対する指摘事項および勧告などに対する対応については、2003（平成15）年11月27日付け文部科学省の「神奈川大学大学院法務研究科法務専攻（専門職学位課程）」設置認可時の留意事項への対応及び同研究科の履行状況調査に係る留意事項への対応並びに2001（平成13）年3月6日付け大学基準協会の「相互評価」認定時の勧告への対応の3つである。これに対する具体的な対応については、以下のとおりである。

2) 大学に対する指摘事項等について

①文部科学省

神奈川大学大学院 法務研究科 法務専攻（専門職学位課程）設置（2004年4月）

i) 認可時（2003年11月27日）

留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
<p>1 教員の教育負担について配慮すること。特に、実務家みなし教員について、教育負担が超過なため、今後は正に努めること。</p>	<p>[2004（平成16）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置認可時に特に指摘のあった、実務家みなし教員の負担軽減について、慎重に検討を行った結果、開設初年度については、①1年次及び2年次の授業科目のみの開講であること。②各担当者においても、既に詳細なシラバス及び教材等を作成し、開講の準備を進めていること。③受験生に対しても、各科目の担当予定者として広報をしていること等の理由から、本年度については、申請通り開講することとした。 ・実務家みなし教員の3名の開講状況は、①永野義一教授が、「刑事訴訟法」（4単位）前期2コマ、「刑事法演習Ⅰ」（2単位）後期1コマ、②間部俊明教授が、「刑事実務」（2単位）前期1コマ、「公法演習Ⅰ」（2単位）後期1コマ、「民事法演習Ⅲ」（2単位）後期1コマ、③森田明教授が、「法曹倫理」（2単位）前期1コマ、「医事法」（2単位）後期1コマ、「民事法演習Ⅱ」（2単位）後期1コマである。 	<p>[2004（平成16）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度のカリキュラム及び担当者を確定する際に、カリキュラムの更なる充実を目指しつつ、設置認可時に特に指摘のあった、実務家みなし教員のみならず、本研究科各教員の教育負担を軽減するための是正措置を併せて検討する。
	<p>[2005（平成17）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成16年度は申請通り開講したが、開講状況をみると、受講生の数が比較的少なかったことから、図らずして若干ではあるが、実務家みなし専任教員の負担が軽減できたものとする。 	<p>[2005（平成17）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開設時より、実務家みなし教員を含む全教員の担当科目が学生に周知されており、実務家みなし教員が担当する科目が開講されることについての学生からの期待もあることから、平成17年度においても申請通りの開講を行うが、開設2年目から新たに開講され、研究者教員と共に授業を行う演習科目において、実

		務家教員の負担を軽減するため、研究者教員が授業の資料準備及び授業運営において十分な配慮をすることとする。また、完成年度を目途に教員の負担を軽減するための検討を行う。
2 法学部自治行政学科、経済学部、外国語学部スペイン語学科、工学部建築学科、第二法学部の定員超過の是正に努めること。	<p>[2004（平成16）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本学ではこれまで、入学手続き率（歩留まり率）を予測する際には、過去数年間（3年間～5年間）に及ぶ手続き率の実績を重視するとともに、当該年度の志願者・受験者の動向を踏まえ算定してきた。平成16年度入試においては、これまでも増して、より慎重に入学手続き率（歩留まり率）を予測したうえで、合格者を決定し、大幅な定員超過をきたすことのないよう、定員超過の是正に努めた。 ・設置認可時に指摘のあった、学部・学科の収容定員に対する過去4年間の定員超過率の平均は、次のとおりであった。 <p>法学部自治行政学科：1.31倍 経済学部経済学科：1.29倍 経済学部貿易学科：1.29倍 外国語学部スペイン語学科：1.29倍 工学部建築学科：1.26倍 第二法学部法律学科：1.30倍</p>	<p>[2004（平成16）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去の手続実績、志願者・受験者の動向、得点の分布状況等の資料を見直すとともに、新たな資料として、併願大学の状況（出願時のアンケート調査による）なども加え、より精度の高い手続き率の算定方式を検討し、大幅な定員超過を来たすことのないように改善し、入学者数を定員に近づける努力をし、定員超過の是正に努める。また、設置認可時に留意事項の付された学部・学科に限らず、他の学部・学科についても、引き続き定員超過の是正に努めていく。
	<p>[2005（平成17）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成17年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去のデータ等を慎重に検討し、大幅な定員超過を来たすことのないよう、入学者数を定員に近づける努力をし、定員超過の是正に努めた。しかしながら、入学手続き率が予想を超えたため、前年度に比較し、工学部建築学科を除き、若干定員超過率を下げるに留まり、完全に是正することはできなかった。 	<p>[2005（平成17）年度]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去の手続実績、志願者・受験者の動向、得点の分布状況等の資料を見直し、大幅な定員超過を来たすことのないよう、定員超過の是正に努める。また、設置認可時に留意事項の付された学部・学科に限らず、他の学部・学科についても、引き続き定員超過の是正に努めていく。

	<p>・設置認可時に指摘のあった、学部・学科の収容定員に対する過去4年間の定員超過率の平均は、次のとおりであった。</p> <p>法学部自治行政学科：1.29倍 経済学部経済学科：1.27倍 経済学部貿易学科：1.26倍 外国語学部英語学科：1.27倍 工学部建築学科：1.26倍 第二法学部法律学科：1.25倍</p>	
--	---	--

ii) 履行状況調査時（2005年3月30日）

留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
<p>1 法学部自治行政学科、外国語学部英語英文学科、中国語学科、理学部情報科学科、工学部電気電子情報工学科、第二法学部法律学科の定員超過の是正に努めること。</p>	<p>[2005（平成17）年度]</p> <p>・平成17年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去のデータ等を慎重に検討し、大幅な定員超過を来たすことのないよう、入学者数を定員に近づける努力をし、定員超過の是正に努めた。しかしながら、入学手続き率が予想を超えたため、前年度に比較し、各学部・学科共若干定員超過率を下げるに留まり、完全に是正することはできなかった。</p> <p>・履行状況報告時に指摘のあった、学部・学科の収容定員に対する過去4年間の定員超過率の平均は、次のとおりであった。</p> <p>法学部自治行政学科：1.29倍 外国語学部英語英文学科：1.29倍 外国語学部中国語学科：1.28倍 理学部情報科学科：1.26倍 工学部電気電子情報工学科：1.2倍 第二法学部法律学科：1.25倍</p>	<p>[2005（平成17）年度]</p> <p>・平成18年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去の手続実績、志願者・受験者の動向、得点の分布状況等の資料を見直し、大幅な定員超過を来たすことのないよう、定員超過の是正に努める。また、履行状況調査時に留意事項の付された学部・学科に限らず、他の学部・学科についても、引き続き定員超過の是正に努める。</p>

	<p>[2006 (平成18) 年度]</p> <p>・本学では、平成 18 年度に新学部・学科の増設、収容定員増、第二部の募集停止等の教育組織の改編を行った。</p> <p>平成 18 年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去のデータ等を慎重に検討し、大幅な定員超過を来たすことのないよう、入学者数を定員に近づける努力をし、定員超過の是正に努めた。その結果、前年度に比較し、履行状況調査時に指摘のあった各学部・学科において定員超過率を若干引き下げるに留まり、完全に是正することはできなかった。</p> <p>・履行状況報告時に指摘のあった、学部・学科の収容定員に対する過去 4 年間の定員超過率の平均は、次のとおりであった。</p> <p>法学部自治行政学科：1.25 倍 外国語学部英語英文学科：1.14 倍 外国語学部中国語学科：1.17 倍 理学部情報科学科：1.20 倍 工学部電子情報フロンティア(電気電子情報工学科から名称変更)：1.22 倍 第二法学部法律学科：1.15 倍※ ※平成 18 年度から募集を停止したため、過去 3 年間の平均入学定員超過率を記載した。</p>	<p>[2006 (平成18) 年度]</p> <p>・平成 19 年度入試の入学手続き率の予測数値算定にあたっては、過去の手続実績、志願者・受験者の動向、得点の分布状況等の資料を慎重に検討したうえで、大幅な定員超過を来たすことのないよう、定員超過の是正に努める。また、履行状況調査時に留意事項の付された学部・学科に限らず、他の学部・学科についても、引き続き定員超過の是正に努める。</p>
--	---	--

iii) 履行状況調査時 (2006年3月30日)

留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
<p>1 成績評価について、各教員間でばらつきが生じないように、ファカルティ・ディベロップメント(授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)を充実するなど、対策を講じること。</p>	<p>[2006 (平成18) 年度]</p> <p>・成績評価については、教員間のばらつきがないように、委員会において各教員の平均点、不合格者の数等成績のデータをもとに検討を加えたが、それぞれの分野の特性もありばらつきを完全には避けることはできないが、極端な格差は今後は正していく。</p>	<p>[2006 (平成18) 年度]</p> <p>・FD委員会を開催し、授業内容および方法の改善について検討を加えるとともに、これまでの成績データをもとに、成績評価の方法についても改めて教員間の合意をはかり、ばらつきのないように努める。</p>

留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
	<p>[2007 (平成19) 年度]</p> <p>・成績評価の在り方について、今年度は教員全員が参加してのFD委員会を開催して検討を加えた。加えてスタッフセミナーにおいて、成績評価の仕方についてさらなる検討を行った。スタッフセミナーの成果については神奈川法学40巻1号に掲載予定である。これらの会議では、成績評価に関して、どこまで客観化できるかが検討課題となった。とりわけ平常点の比重が高すぎるのではないかが検討され、また平常点について評点を客観化する方法について、学生に授業参加へのインセンティブを与える方法や、学生の参加度によって評価する方法などが提案された。</p>	<p>[2007 (平成19) 年度]</p> <p>・定期的にFD委員会を開催して、授業内容や方法ならびに成績評価方法の統一化を図るようさらなる検討を加える。また、具体的な方策として、それぞれの教員の評価方法をWEB上に掲示し客観化して、それを教員相互に閲覧することによって、成績評価の統一化をはかることが出来るような試みをする事にした。</p>
<p>2 実務家教員については、教員間の教育負担のバランスを取ることにより、全体の負担軽減についても一層配慮すること。</p>	<p>[2006 (平成18) 年度]</p> <p>・演習科目において実務家教員の負担を減らす努力を行うとともに、実務家教員の授業負担の軽減と均衡をはかるため、担当科目の若干の変更を行った。その結果、実務家専任教員の鈴木繁次教授は年間担当コマ数が従来の10コマから8コマに、実務家みなし専任教員の森田明教授も担当コマ数が7コマから6コマとなった。その一方で、実務家みなし専任教員の間部俊明教授の担当コマ数は4コマから6コマとなり、研究者教員の中村壽宏教授の担当コマ数も2コマから6コマとなった。</p>	<p>[2006 (平成18) 年度]</p> <p>・カリキュラムの再編を検討する過程で、実務家教員全体の負担の軽減と均衡をさらに推し進めていく措置を講ずる。</p>
	<p>[2007 (平成19) 年度]</p> <p>・カリキュラムの見直しと実務家教員2名の入れ替えに伴い、教員全体の負担を再検討すると</p>	<p>[2007 (平成19) 年度]</p> <p>・カリキュラム運営にあたり、時間割および教員配置のあり方を再検討することで、教員の教</p>

	<p>もに、特定の実務家教員に重い負担がかからないよう配慮して教育負担の均衡を図った。たとえば、新任の実務家専任教員・仁平正夫教授は平成19年度前期4コマ、同後期7コマの担当であり、他の教員と同等となっている。</p>	<p>育負担のいっそうの低減に努める。</p>
<p>3 時間割の編成上、刑法について、1年次必修科目としているが、「刑法各論」、「刑法総論」が2～5限に1日で履修するようになっているため、学生及び教員の負担に配慮すること。</p>	<p>[2006（平成18）年度]</p> <p>・後期においては、刑法総論・各論が連続開講されているが、ここでは、通常の形式の講義が連続して行われているのではなく、総論、各論ともに、前半のコマにおいて通常の形式の講義を行い、後半のコマにおいては、学生に考えさせ、議論をさせ、文章を書かせる形式の授業を行っている。前半・後半をセットにして、知的コミュニケーションの「環」を形成するためのトレーニングを効果的に行うことを意図した授業設定である。指摘を受けてから時間的余裕がなかったこともあり、今年度については変更なく授業を実施している。</p>	<p>[2006（平成18）年度]</p> <p>・カリキュラム再編時に、指摘された点を十分に踏まえた時間割設定に努める。</p>
	<p>[2007（平成19）年度]</p> <p>・「刑法総論」と「刑法各論」とは、同じく「刑法」ではあるが、その内容はかなり異なっていること、また2コマのうち、最初の1コマはインプットの時間と位置づけて双方向的な講義を行い、次の1コマは、アウトプットの時間と位置づけて口頭での報告や議論、文章作成のトレーニングにあてていることから、学生にとって同一科目を連続して受講させられているという感覚は稀薄であり、現に毎学</p>	<p>[2007（平成19）年度]</p> <p>・学生と教員の授業負担の実態を多角的に精査し、最適の時間割編成に努める。</p>

	<p>期実施しているアンケートにおいても、刑法各論・総論が連続していることを問題視する意見は聴かれてない状況にある。また、担当教員については、他の担当科目の曜日等について、本人の希望を容れることによって負担の軽減を図っており、講義日が少ないことにより講義の準備をより充実させることができるというメリットがある。こうした要素を総合的に判断し、時間割編成については特に変更を加えないこととした。</p>	
--	---	--

iv) 履行状況調査時（2007年3月1日）

留意事項	履行状況	未履行事項についての実施計画
<p>1 成績評価について、各教員間でばらつきが生じないように、ファカルティ・ディベロップメント(授業内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究)を充実するなど、対策を講じること。</p>	<p>[2007（平成19）年度]</p> <p>・成績評価の在り方について、今年度は教員全員が参加してのFD委員会を開催して検討を加えた。加えてスタッフセミナーにおいて、成績評価の仕方についてさらなる検討を行った。スタッフセミナーの成果については神奈川法学40巻1号に掲載予定である。これらの会議では、成績評価に関して、どこまで客観化できるかが検討課題となった。とりわけ平常点の比重が高すぎるのではないかが検討され、また平常点について評点を客観化する方法について、学生に授業参加へのインセンティブを与える方法や、学生の参加度によって評価する方法などが提案された。</p>	<p>[2007（平成19）年度]</p> <p>・定期的にFD委員会を開催して、授業内容や方法ならびに成績評価方法の統一化を図るようさらなる検討を加える。また、具体的な方策として、それぞれの教員の評価方法をWEB上に掲示し客観化して、それを教員相互に閲覧することによって、成績評価の統一化をはかることが出来るような試みをする事にした。</p>

②大学基準協会

相互評価認定（2001年3月）

○勸告

- 1 在籍学生数が収容定員を超えている学部学科が多い。特に法学部法律学科、経済学部貿易学科、工学部の全学科については是正されたい。

【当時の状況】

2000年5月1日現在の在籍学生数は18,115名であり、2000年度の総収容定員数14,610名に対する超過率は1.24倍であった。（内訳は、【第一部】在籍学生数16,122名／収容定

員数 12,450 名 = 1.29 倍、【第二部】在籍学生数 1,993 名 / 収容定員数 2,160 名 = 0.92 倍である。) なお、特に指摘のあった学部・学科の収容定員に対する在籍学生の比率は次のとおりであった。

学部	学科	総収容定員数 (A)	在籍学生数 (B)	収容定員超過率 (B) / (A)
法学部	法律学科	1,390	1,920	1.38
経済学部	貿易学科	790	1,054	1.33
工学部	機械工学科	600	793	1.32
	電気工学科	600	842	1.40
	応用化学科	600	792	1.32
	経営工学科	600	824	1.37
	建築学科	480	637	1.33

【改善の状況及び将来計画】

2004年5月1日現在の在籍学生総数は17,365名となっており、2004年度の総収容定員14,140名に対する超過率は1.23倍であった。(内訳は、【第一部】在籍学生数15,598名 / 収容定員11,980名 = 1.30倍、【第二部】在籍学生数1,767名 / 収容定員2,160名 = 0.82倍である。) また、2000年度に相互評価を受けた際、特に指摘のあった学部・学科の収容定員に対する在籍学生の比率は次のとおりであり、単年度でみた場合、工学部建築学科を除く学部学科において改善が見られた。

学部	学科	総収容定員数 (A)	在籍学生数 (B)	収容定員超過率 (B) / (A)
法学部	法律学科	1,260	1,656	* 1.31
経済学部	貿易学科	660	869	* 1.32
工学部	機械工学科	600	769	* 1.28
	電気電子情報工学科	600	805	* 1.34
	応用化学科	600	752	* 1.25
	経営工学科	600	760	* 1.27
	建築学科	480	642	1.34

* 印は、2000年度より改善された学科を示す。

しかし、在籍学生数は、年度ごとの入学者数によって変動するところである。本学では、入学手続き率(歩留まり率)を予測する場合、過去数年間(3~5年間)に及ぶ手続き率の実績を重視するとともに、当該年度の志願者・受験者の動向を踏まえ算定してきた。近年18歳人口の逡減の中で、入学者選抜方法が多様化し、また、志願者の質的变化も進んでおり、特に、この数年は学部内における学科間の志願者数の増減幅が隔年的に大きく変動してきたこともあり、歩留まり率の変動幅を予測することが非常に困難な状態になってきた。

このような入試環境の変化の中で、次年度以降の入学手続き率の予測数値算定に当たっては、過去の手続き実績、志願者・受験者の動向、得点の分布状況等の資料を見直すとともに、新たな資料として併願大学の状況(出願時のアンケート調査による)なども加え、より精度の高い手続き率の算定方法を検討し、全学部学科において大幅な定員超過をきたすことのないようさらに改善をしていく。

また、在籍学生の留年者及び原級者の多い学部においては、その要因を分析し、標準修業

年限内で卒業しうるような教育方法、指導体制の改善策を検討し、適正な学生数に近づけるよう努める。

○勸告

2 横浜、平塚の両キャンパスにおいて講義室・演習室等が狭隘であるので改善された。

【当時の状況】

2000 年度における横浜キャンパスの「講義室」の総面積は 13,227.0 m²（在籍学生 1 人当たり 1.00 m²）、「演習室」の総面積は 2,511.0 m²（在籍学生 1 人当たり 0.19 m²）、平塚キャンパス（現：湘南ひらつかキャンパス）の「講義室」の総面積は 4,702.0 m²（在籍学生 1 人当たり 1.32 m²）、「演習室」の総面積は 815.0 m²（在籍学生 1 人当たり 0.22 m²）であった。

【改善の状況及び将来計画】

1) 横浜キャンパス

2000 年度に相互評価を受けた後、本学の創立 70 周年を機に着手した横浜キャンパス再開事業が 2002 年 3 月に完了した。その一環として、キャンパス内で最大の規模を持つ新棟、23 号館（地下 2 階、地上 8 階、延床面積 21,025.23 m²）が 2000 年 12 月に竣工した。

この新棟は、基本的に 3 号館・4 号館の建て替えであるが、工学部の研究・実験諸室及び一般講義室と情報化に対応した情報教育演習室が設けられたことにより、横浜キャンパスの「講義室」の総面積は 13,476.2 m²（昼間部の在籍学生 1 人当たり 1.10 m²）、「演習室」の総面積は 4,224.8 m²（昼間部の在籍学生 1 人当たり 0.35 m²）と増加した。

また、2004 年 4 月法科大学院（法務研究科法務専攻）の設置にあたり、設置初年度については、2002 年度に廃止された短期大学部研究棟を改装・整備し、演習室等が整備され、さらに 2005 年 3 月竣工を目途に、法科大学院棟（仮称）（地下 1 階、地上 3 階、延床面積 3,726.00 m²）の建設が進められており、さらに「講義室」及び「演習室」の面積は増加する予定である。

2) 湘南ひらつかキャンパス

湘南ひらつかキャンパスにおいては、ハイテク・リサーチ・センター整備事業として、大学院研究科及び研究所に先端的な学術研究基盤強化を目的とした研究開発プロジェクト申請を行い、それが採択されたことを機に、2003 年 2 月に 580.00 m²の建物が竣工した。

このハイテク・リサーチ・センターの開設に伴い、その専用研究棟に大型研究機器を移設集中するとともに、移設後の空室 330.00 m²を学生実験室に用途を変更し、研究設備の整備に努めてきた。また、教育・研究用の演習棟の建設及び購買棟建設後の跡地利用、その他施設の用途変更等により、講義室・演習室・実験室合わせて 12 室（1,036 m²）を確保することができた。しかし、2000 年度と比較すると、演習室の学生 1 人当たりの面積はわずかに改善されたが、講義室の学生 1 人当たりの面積は、上述の改善策にも拘わらず、むしろ少し悪化している。これは、講義室と演習室の総面積が少し増加したものの、その一方で、その増加を上回る学生数の増加があったからである。

この増加は、2000 年度に生じた臨時的定員の恒常的定員化並びに短期大学部（一部・二部）の学生募集停止・廃止に伴う定員の振替分による臨時的定員を超える増員で、しかも定員の約 1.3 倍の学生をここ数年間入学させてきたことに起因するものであるが、今後とも定員超過の是正に努め、適正な学生数を保つことが、ひいては狭隘となっている講義室・演習室等の改善に資するものであり、更なる改善に努める所存である。

○助言

① 問題点の指摘に関するもの

- 1 学部、大学院ともに、留学生、社会人を多数受け入れていることは評価できるが、多様な学生に対する受け入れ体制が十分とは言えないので、その整備に一層の配慮が望まれる。

【当時の状況】

2000年度在籍者に占める留学生・社会人の在籍状況は、下表のとおりであり、中でも、学部の留学生は経済学部（57人）と経営学部（43人）に、学部の社会人は第二法学部（139人）と第二経済学部（93人）に、また大学院の留学生は経済学研究科前期（12人）・同後期（10人）、及び経営学研究科前期（8人）・同後期（10人）に、大学院の社会人は法学研究科前期（15人）・経済学研究科前期（11人）にその大半が在籍していた。このように学部・大学院をとおして、留学生は経済・経営系に、社会人は法律・経済系に集中して在籍しているという状況であった。そして本学では、従来から、留学生に対する学修支援については全学的な「日本語」等の教育体制を整え、就学支援対策としては学費減免奨学生制度を設置してきたが、なお、多様な学生に対する受け入れ体制が十分とは言えないとの助言を受けた。

2000年度在籍者	一般	留学生	社会人	在籍者
学部（第一部）	15,951 (98.9%)	126 (0.8%)	45 (0.3%)	16,122
学部（第二部）	1,733 (87.0%)	0 (0.0%)	260 (13.0%)	1,993
大学院博士前期課程	343 (85.8%)	22 (5.5%)	35 (8.8%)	400
大学院博士後期課程	60 (71.4%)	23 (27.4%)	1 (1.2%)	84

【改善の状況及び将来計画】

2004年度在籍者に占める留学生・社会人の在籍状況は、下表のとおりであり、2000年度と比較すると、「留学生」は学部で2.3倍、大学院前期で2.8倍に増加し、その一方で、「社会人」学生は学部において半減し、また、大学院前期で微増となっている。

2004年度在籍者	一般	留学生	社会人	在籍者
学部（第一部）	15,283 (98.0%)	291 (1.8%)	24 (0.2%)	15,598
学部（第二部）	1,643 (93.0%)	0 (0.0%)	124 (7.0%)	1,767
大学院博士前期課程	401 (79.4%)	62 (12.3%)	42 (8.3%)	505
大学院博士後期課程	65 (78.3%)	18 (21.7%)	0 (0.0%)	83
大学院専門職学位課程	29 (58.0%)	0 (0.0%)	21 (42.0%)	50

このような在籍状況を踏まえ、本学としては、下記のような改善策を講じてきた。

1) 留学生に対する改善策

まず、留学生入試の改善策として、従来の「外国人留学生入試」に加え、2004年度から、留学生の日本語能力及び基礎学力を評価するための「日本留学試験」の結果を合否判定の資料の一つに加えた、「外国人留学生日本留学試験利用入試」を開始した。

また、入学後の留学生に対する改善策は、「学修上の基礎学力の向上」、「教員・日本人学生との交流を含む学生生活への定着」、そして、「経済的支援」の3つを柱としている。

- ①教育課程上、留学生向けの共通基本科目として「日本事情」、外国語学科目として「日本語」（グレード別科目）を開講し、特に「日本語」については、初年次に4単位（経営学部のみ8単位）の修得要件を課している。

- ②教育指導上、日本語能力向上と学修相談を目的とした日本語カウンセリング制度を設け、カウンセラーがレポートの作成や論文指導などを行っている。また、2004年度には、「日本語」担当の専任教員を新たに採用し、教育指導体制の充実を図った。
- ③留学生が急増している経済学部においては、2001年度より5名の学部教員で構成する「留学生委員会」を発足させ、留学生の学修と生活全般の改善を図っている。さらに2005年度からは、留学生対象の専門科目「プレゼミナール」(1年次前期2コマ)を開講することとした。
- ④全学的な取り組みとしては、国際交流センター(2004年度からは学生生活支援部留学課に組織変更)が所管する入学時の「留学生オリエンテーション」、「留学生親睦会」、1年次前期の4ヶ月間生活や学修についてさまざまなアドバイスや指導を行う「学生チューター制」の新設、毎年度秋季に行う「留学生親睦研修旅行」などがある。
- ⑤経済的支援策としては、留学生に対して30%(特に成績優秀者の場合は50%)の学費減免制度が設けられており、2003年度には学部で230名、大学院で41名の留学生が本制度の対象となっている。

2) 社会人学生に対する改善策

上述のとおり、2000年度との比較で、社会人学生の在籍者は学部においては(一部・二部ともに)半減し、大学院前期課程で微増となっている。学部において社会人在籍者が激減した背景には、全国的な入試競争の緩和、教育機会の多様化などの要因があり、この動向は今後とも変わらないと考えられる。一方、大学院については、高度専門職業人育成の役割を担う教育機関として、あるいは退職者等のリカレント教育の場として、法律・経済・経営の各研究科、および歴史民俗資料学研究科を中心として社会人の受入が定着している。このような動向を踏まえ、以下のような受入れ改善策を講じてきた。

- ①学部における社会人在籍者の大半を占める横浜キャンパス第二部においては、社会人学生の多様な興味・関心に応えるため、教育課程上の工夫・改善を行っている。
 - i) 第二法学部：法学部(第一部)開講専修科目の履修を許可(上限30単位まで)
 - ii) 第二法学部：第二経済学部・工学部開講科目の修得単位を関連科目に算入可能
 - iii) 第二経済学部：隔年開講科目のうち当該年度の休講科目は、経済学部(第一部)の同一科目を履修許可(上限30単位まで)
 - iv) 第二経済学部：他学部開講専修科目の修得単位を自由選択科目に算入可能
- ②同じく、勤労学生のために、時間割編成上の工夫・改善を行っている。
 - i) 第二経済学部：週休二日制の社会的普及を踏まえ、土曜日の昼間時間帯に第二部科目を開講している。
 - ii) 全学部：勤務終了後の通学に要する時間を考慮し、定期試験の開始時間を通常より20分遅らせる。
- ③図書館においては、夜間の開館時間を21:30までとするとともに、年間を通じて、休日開館を実施している。
- ④大学院については、1999年度に昼夜開講制度を導入した法学研究科では昼夜共通時間帯と夜間時間帯に2/3の科目を開講し、同じく歴史民俗資料学研究科では隔年の時間割編成を行うことによって社会人への対応を図ってきた。経済学研究科においては、会計事務所勤務者など昼間に通学することが可能な社会人学生が多いために、現在のところ特別の対応を行っていないが、今後、昼夜開講・土日開講・サテライトキャンパスの開設が検討課題となっている。

○助言

- ① 問題点の指摘に関するもの
 2 第二工学部においては、勤労学生の就学という創立者の理念を堅持していることは大いに評価できるが、定員が未充足となっているので、学生確保に努力されたい。

【当時の状況】

第二工学部では、1994年度以降、入学定員を確保できない状況が続き、1996年度には対収容定員の在籍学生数が91%と充足率を割り込み、それ以後も、86%（1997年度）、78%（1998年度）、71%（1999年度）と推移し、2000年度には58%となった。この背景には、全国的な少子化に伴う志願者の激減（1992年度：入学定員の2.4倍から、1995年度：同1.2倍へ半減）、入試競争の相対的緩和（昼間部への進学、就労学生の減少）、高校生の現実的な資格志向（専門学校への進学者の増大、理科離れ）などの要因があると考えられた。

【第二工学部 在籍学生数等年度別推移表】

年度	第二工学部 ・ 学科	入学 定員	収容 定員 (A)	在籍 学生 数 (B)	充足 率 B/A	在籍学生数			
						1年 次生	2年 次生	3年 次生	4年 次生
2000	機械工学科	80	320	207	0.65	31	41	45	90
	電気工学科	80	320	164	0.51	24	26	33	81
	計	160	640	371	0.58	55	67	78	171
2001	機械工学科	80	320	185	0.58	38	26	35	86
	電気電子情報工学科	80	320	127	0.40	35	20	22	50
	計	160	640	312	0.49	73	46	57	136
2002	機械工学科	80	320	140	0.44	34	32	24	50
	電気電子情報工学科	80	320	138	0.43	60	27	20	31
	計	160	640	278	0.43	94	59	44	81
2003	機械工学科	80	320	148	0.46	45	32	29	42
	電気電子情報工学科	80	320	140	0.44	36	48	24	32
	計	160	640	288	0.45	81	80	53	74
2004	機械工学科	80	320	141	0.44	28	43	30	40
	電気電子情報工学科	80	320	137	0.43	30	26	40	41
	計	160	640	278	0.43	58	69	70	81

【改善の状況及び将来計画】

この間、1996年度からは社会人特別入試を実施するとともに、1999年度からは指定校推薦入試（1校1名の推薦を原則とするが、複数名の推薦を認めることがある）を開始するなど入学者の確保に努めてきたが、高度情報化社会における技術者への需要の高度化や教育機会の多様化にともない、勤労学生の高級技術者へのプロモートを目的とする第二部の長期的存続については相当の困難性が予測される。工学部としては、2003年9月に実施した外部評価において、今後、社会教育機能を有する昼夜間フレックス・コース、再教育コース、学際コース、あるいは第二工学部の改廃による新学部、新学科設置等を含む第二部の抜本的な再編成を行うとの改善の方向性を出している。

○助 言

① 問題点の指摘に関するもの

- 3 外国語学部において教員の年齢構成がアンバランスであり、高齢化が見られる。なお、他にも高齢化傾向が見受けられる学部があるので、留意されたい。

【当時の状況】

2000年4月1日現在の外国語学部専任教員の平均年齢は、56.6歳であった。また年齢構成は、下記一覧表のとおり、60歳～64歳が5名、65歳～65歳が5名で、合計すると外国語学部全体の40%を占めていた。一方、40歳未満の若年層が1名で、全体のわずか4%に過ぎず、年齢構成のバランスを欠く状態となっていた。

【2000年度 外国語学部年齢構成一覧表】

職 位	70歳以上	65歳～ 69歳	60歳～ 64歳	55歳～ 59歳	50歳～ 54歳	45歳～ 49歳	40歳～ 44歳	35歳～ 39歳	30歳～ 34歳	25歳～ 29歳	計
教 授		4 (20.0)	5 (25.0)	4 (20.0)	5 (25.0)	2 (10.0)					20 (100.0)
助教授		1 (25.0)		1 (25.0)		1 (25.0)	1 (25.0)				4 (100.0)
専任講師									1 (100.0)		1 (100.0)
助 手											
計	0 (0.0)	5 (20.0)	5 (20.0)	5 (20.0)	5 (20.0)	3 (12.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	1 (4.0)	0 (0.0)	25 (100.0)

【改善の状況及び将来計画】

教員の高齢化については、本学が1993年度に大学基準協会への加盟判定を受けた際に勧告を受け、1997年度にその改善報告書を提出した際にも、特に理学部に対して再勧告を受けた事項である。

2000年度に上記助言を受けた外国語学部では、高齢化を是正し、年齢構成の適正化を図るため、それ以降、定年退職者の後任の教員を採用する際には、30歳代及び40歳代の若手専任教員の採用に努めてきた。例えば、公募書類に「40歳以下が望ましい」との一文を加えたのも若手教員を採用しようとする意思の表れの一つである。

その結果、2004年4月1日現在の外国語学部専任教員の平均年齢は54.18歳となり、この4年間に2.42歳引き下げることができた。また、年齢構成については、下記一覧表に示すとおり、60歳以上が11名と、未だ高齢の教員の数が目立つものの、50歳代が9名、40歳代が3名、30歳代が4名、20歳代が1名となり、年齢構成の適正化が図られつつある。

なお、前述の理学部については、臨時的定員の恒常的定員化に伴う教員組織整備のため、1998年10月1日から2004年3月31日までの間、50歳以上73歳（2000年4月1日現在の年齢が満70歳未満）までの者を、2004年3月31日を終期として5年以内の任期で特任教員（専任）として採用してきたことから、にわかには高齢化を是正することは困難であった。しかし、2003年度を以って臨時的定員の恒常的定員化が完了したこと、併せて定年退職者の後任の教員を採用する際に、若手教員の採用に努めたことにより、2000年4月1日現在57.24歳であった理学部専任教員の平均年齢は、2004年4月1日現在55.66歳となり、この4年間に1.58歳引き下げることができ、未だ十分とは言えないが、着実に教員年齢の適正化が進行しているものとする。

一方、大学設置基準には「教員の半数以上は原則として教授とする」との規定があり、あまり若手教員の採用ということにのみ囚われていると、その規定に反する結果を招来する

ことにもなりかねないことから、こうした規定にも配慮しつつ、特に指摘のなかった他学部も含め、今後も継続的に教員の年齢の適正化に努める。

[2004年度 外国語学部年齢構成一覧表]

職位	70歳以上	65歳～ 69歳	60歳～ 64歳	55歳～ 59歳	50歳～ 54歳	45歳～ 49歳	40歳～ 44歳	35歳～ 39歳	30歳～ 34歳	25歳～ 29歳	計
教授	1 (5.3)	4 (21.1)	5 (26.3)	7 (36.8)	1 (5.3)	1 (5.3)					19 (100.0)
助教授			1 (33.3)		1 (33.3)	1 (33.3)					3 (100.0)
専任講師							1 (16.7)	2 (33.3)	2 (33.3)	1 (16.7)	6 (100.0)
助手											
計	1 (3.6)	4 (14.3)	6 (21.4)	7 (25.0)	2 (7.1)	2 (7.1)	1 (3.6)	2 (7.1)	2 (7.1)	1 (3.6)	28 (100.0)

○助言

① 問題点の指摘に関するもの

- 4 大学院博士後期課程において収容定員の未充足が見受けられる。特に、工学研究科の機械工学専攻・電気工学専攻・経営工学専攻・建築学専攻、理学研究科情報科学専攻・化学専攻については是正されたい。なお、博士前期課程における学生の確保についても配慮されたい。

【当時の状況】

理学・工学両研究科博士後期課程においては、各専攻の入学定員の少なさ（各3名）ゆえに学生の進路選択に対する訴求力が低かったこと、要求される科学技術能力と求人市場との適合性が専攻分野によっては高かったこと、さらに私立大学固有の授業料負担の問題に加えて、特に1995年度の開設から間もない理学研究科においては有力国立大学への進学を奨励してきたこと等を複合的な背景として、「資料1」のとおり、収容定員が未充足の状況にあった。博士前期課程についても、在籍学生比率が収容定員の1/2を下回る専攻はなかったが、なお定員未充足の専攻があった。

【改善の状況及び将来計画】

2004年度の博士後期課程の在籍状況は、「資料2」のとおり、理学研究科化学専攻・生物科学専攻、工学研究科応用化学専攻を除き、収容定員の1/3を下回っている。博士後期課程の定員確保を行うためには、まずは大学院学生の経済負担の軽減を考慮するとともに、研究意欲に満ちた志願者の確保、学位取得後の進路の確保、修学・研究環境の整備を図ることが必要であるとの観点から、次のような取組みを行っている。

- 1) 大学院学生の教育研究能力・修学条件改善のためのTA制度、RA制度の新設（2002年度）
- 2) 大学院学生の自立修学のための奨学金の充実（2003年度大学院委員会のもとに特別検討委員会を設置。原案を作成し、大学院委員会に報告済み）
- 3) 博士前期課程学生の研究意欲を増強させるための学会発表旅費補助（予算化検討中）
- 4) 文部科学省学術フロンティア、ハイテク・リサーチ・センター事業の申請・採択に伴う研究環境への還元（大学院学生のRA、PDへの採用、施設・設備の拡充が図られている。）
- 5) 共同シンポジウム、ハイテクセミナー等への大学院学生の参加、企業研究者の招待
このような取組みに関わらず、なお、収容定員確保に至っていないが、「資料3」のとおり、理学部・工学部卒業生の大学院博士前期課程への進学率（他大学院を含む）は、2000

年度以降、徐々に増加しており、理学研究科化学専攻・生物科学専攻、工学研究科応用化学専攻では、卒業生数の 30%前後に達している。また、工学研究科博士前期課程においては、2002 年度に収容定員増を行ったが、建築学専攻を除き、2004 年度には 60%以上の収容定員充足率となっている。さらに、理学研究科博士前期課程の 2004 年度在籍者は情報科学専攻：15 名（収容定員 75%）、化学専攻：52 名（収容定員の 260%）、生物科学専攻：18 名（収容定員 90%）を数えている。このように年々増加しつつある本学博士前期課程在籍者から博士後期課程への進学者が増加することが見込まれる。なお、収容定員を 2 倍以上超過している理学研究科化学専攻については、2005 年度に収容定員増を計画している。

資料 1 2000 年度理学研究科・工学研究科（博士前期・後期課程）在籍状況

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生総数		収容定員充足率	
		前期	後期	前期 (A)	後期 (B)	前期 (C)	後期 (D)	前期 C/A	後期 D/B
理学研究科	情報科学	10	3	20	9	11	1	0.55	0.11
	化学	10	3	20	9	36	2	1.80	0.22
	生物科学	10	3	20	9	13	6	0.65	0.67
	計	30	9	60	27	60	9	1.00	0.33
工学研究科	機械工学	20	3	40	9	27	1	0.68	0.11
	電気工学	20	3	40	9	35	0	0.88	0.00
	応用化学	20	3	40	9	62	4	1.55	0.44
	経営工学	5	3	10	9	14	2	1.40	0.22
	建築学	20	3	40	9	37	2	0.93	0.22
	計	85	15	170	45	175	9	1.03	0.20

資料 2 2004 年度理学研究科・工学研究科（博士前期・後期課程）在籍状況

研究科	専攻	入学定員		収容定員		在籍学生総数		収容定員充足率	
		前期	後期	前期 (A)	後期 (B)	前期 (C)	後期 (D)	前期 C/A	後期 D/B
理学研究科	情報科学	10	3	20	9	15	1	0.75	0.11
	化学	10	3	20	9	52	4	2.60	0.44
	生物科学	10	3	20	9	18	2	0.90	0.22
	計	30	9	60	27	85	7	1.42	0.26
工学研究科	機械工学	45	6	90	18	65	1	0.72	0.06
	電気電子情報工学	45	6	90	18	53	3	0.59	0.17
	応用化学	45	6	90	18	67	8	0.74	0.44
	経営工学	20	6	40	18	26	1	0.65	0.06
	建築学	40	6	80	18	28	1	0.35	0.06
	計	195	30	390	90	239	14	0.61	0.16

資料3 2000—2003 年度理学部・工学部卒業生の進学率（「進路状況集計表」）より

卒年度	情報	化学	生物	理学部	機械	電気	応化	経工	建築	工学部
2000	4.0	19.2	17.2	12.7	8.4	11.1	14.3	8.1	13.0	10.8
2001	5.3	25.2	14.0	14.6	8.4	11.5	26.7	4.5	14.8	12.9
2002	11.7	30.0	23.9	21.4	21.2	19.0	17.8	7.7	11.0	15.8
2003	4.3	34.2	30.9	22.5	19.2	13.1	28.2	9.4	10.1	16.2

【 点検・評価 】

1) 自己点検・評価の恒常的な活動等について

自己点検・評価全学委員会は2004年度に「大学基準協会相互評価に対する改善報告書」を提出した後、「学生による授業評価アンケート」と「学生生活実態調査アンケート」を実施していたものの、教学の委員会組織及び事務組織の大幅な変更と、学長の交代などによって、本来の点検・評価活動、とりわけ認証評価を受審するにふさわしい活動がなされてこなかったが、2007年度の体制の整備と点検・評価の実施年度の確定により、全学的にはその目的にふさわしい活動ができています。特に重要なのは、同委員会が孤立して活動するのではなく、教学役職者のリーダーシップのもと、学部・学科、研究科、各種委員会と連携しながら活動していることである。この点においては、2000年の点検・評価における改善への施策が忠実に実施されていると評価できる。

大学院学務委員会の答申に基づき、FD全学委員会が立ち上がり、点検・評価と改革とが車の両輪として機能し始めたことも、2000年度の点検・評価の指摘に基づいた、極めて重要な成果である。しかしながら、FD全学委員会については、今後どのような活動を行っていくのか、特に全学のFDと学部・学科、研究科のFDをどのように有効に関連させていくかが問われており、その前途は決して平坦なものではない。

「学生による授業評価アンケート」については、実施方法について公正な結果を得るための十分な工夫が不足している点があった。また、その結果についても、学部・学科、研究科など各組織がどう受け止めるのかという議論が不足し、教育改革につながっていないことが自己点検・評価全学委員会において問題として指摘された。そのことと連動して、アンケート結果の分析の視点も、多くは通り一遍のものであり、教育改革に活用するためには実施方法と時期、項目、相関分析及び経年分析の方法について抜本的な見直しが必要であるという指摘が同委員会においてなされた。また、アンケート結果の公開についてはさらに拡大していくべきであるという点では意見の一致が見られたが、その程度や公開の方法については十分な議論がなされていない。

「学生の生活実態調査」については、その内容の豊富さから、調査結果がデータとして活用可能なものである一方で、調査方法に問題があり、回答数が少なく、十分な活用を妨げていることが指摘された。また、授業評価アンケートと重複する面もあり、2つのアンケートをどのように実施すればより効果的かという点についてはようやく議論が始まったに過ぎない。

この間の点検・評価活動を通じて、学部・学科、研究科において、JABEEを受審している工学部のように点検・評価とFDのための議論が活発に行われている組織とそうでない組織との格差が大きいことが明らかになった。また、学科単位では十分な議論に基づく点検・評価が行われていても、学部単位では極めて不十分であるケースもある。或いはこの10年間の学内外の変化に伴う諸問題について議論が行われながら、その解決の方向が明らかでないため、点検・評価も改善への施策も通り一遍のものになっているケースもある。こうした状況が点検・評価の報告書に如実に反映されており、十分な議論を踏まえて書かれ

たものと、そうでないものとの違いが極めて大きい。

第三者評価に関しては、本学の点検・評価に関する活動の中で最も遅れた分野であり、「大学基準協会相互評価に対する改善報告書」を提出したことで第一歩は踏み出したものの、その第二歩が踏み出せておらず、早急に改善しなければならない。

特筆すべき点検・評価項目を以下列記する。

2) 大学に対する指摘事項等について

①学生の定員超過率の改善について

学部学生の定員超過率については、2006 年度の間人科学部人間科学科の新設及び外国語学部国際文化交流学科の増設並びに第二部の学生募集停止等に伴う既存学部・学科の入学定員を再設定したことを契機として、入学定員に対する入学者数の比率 1.0 の厳守に努めた結果、募集を停止している第二部を除き、2006 年度以降は全ての学部・学科において 1.2 未満を堅持していることは評価できる。しかしながら、特に理工系の志願者の逡減に伴い、理学部及び工学部、特に工学部の複数の学科において入学定員を確保できない状況が続いていることから、全学的な入学定員の再配置の検討が必要となっている。

一方、大学院の各研究科については、2006 年度以降で入学定員に対する入学者の比率が 1.0 を上回る研究科は経営学研究科博士前期課程及び歴史民俗資料学研究科博士後期課程のみであり、他の研究科は全て 1.0 に達していない。2004 年度に同比率が 2.6 に達していた理学研究科博士前期課程は 2005 年度から収容定員増（10 人→30 人）を実施したが、予想に反して 2005 年度以降はほぼ 0.8～0.9 で推移しており、2005 年度に同比率が 2.3 に達していた経済学研究科博士前期課程も 2006 年度から収容定員増（10 人→30 人）を実施したが、同様に 0.5～0.8 で推移している。なお、各研究科とも博士後期課程については入学者がいなかった年度もあり、その未充足の状況は深刻である。

この状況に関して、現在、各研究科において、入学定員充足のための施策の検討がなされる一方、学長の下で大学院生の自立修学のための奨学金の充実について検討がなされている。

②教員の年齢構成の改善について

10 年前に「高齢化傾向が見受けられる学部がある」として指摘された教員の年齢構成の是正については、その後、定年退職者の後任の教員を採用する際に、30 歳代及び 40 歳代の若手の教員の採用に努めてきたため、2008 年度においては、全学における 50 歳以上の教員の比率が 66.7%から 59.3%へと約 7%減少したことにより、40 歳以下の教員の比率が増加し、是正が図られたと言える。本学全体における年代別の比率は、70～61 歳が 31.1%、60～51 歳が 28.2%、50～41 歳が 25.1%、40～31 歳が 14.5%、30 歳以下が 1.2% である。

なお、法改正に伴い、2007 年度より教員公募の際に「〇〇歳以下が望ましい」といった年齢制限を付すことができなくなったため、厳密な年齢構成の適正化が難しい事情も出てきている。

③施設の狭隘さの改善について

大学基準協会の相互評価を受けた 2000 年度から、改善報告書を提出した 2004 年度にかけては、第二部を除く学生 1 人当たりの面積について、横浜キャンパスでは講義室、演習室ともに若干ではあるが改善がなされ、湘南ひらつかキャンパスでは演習室のみが若干改善されたが講義室は逆に悪化した。

2004 年度と 2008 年度との比較では、横浜キャンパスでは、2005 年に法科大学院棟の使用が始まり、講義室 5 室 (471.4 m²)、演習室 5 室 (233.69 m²) が増加した結果、第二部を除く学生 1 人当たりの面積は、講義室で 0.12 m² (1.10 m²→0.98 m²) 悪化し、演習室で 0.01

m² (0.35→0.36 m²) 改善した。逆に、湘南ひらつかキャンパスでは、学生1人当たりの面積は、講義室で0.12 m² (1.21 m²→1.33 m²) 改善し、演習室で0.02 m² (0.29 m²→0.31 m²) 改善した。

2006年度に815人の入学定員の純増(3,415人→4,230人)を図ったが、これは2005年度当時の実際の入学者が、第一部及び第二部で4,000人(超過率全学1.18、第一部1.24、第二部0.82)程度であったため、815人の純増はほぼ「実員の定員化」に近いものであった。しかし、純増後の実際の入学者は、1.0の厳守に努めたものの毎年4,400人を超えており、講義室及び演習室の学生1人当たりの面積の悪化に影響していることが考えられる。

この影響は数値的には大きな変化ではないものの、授業担任者である教員の「環境が悪くなった」という実感に現れている。

④法科大学院の教員(特に実務家教員)の教育負担について

法科大学院の設置認可時(2003年11月)及び履行状況調査時(2006年3月)に教育負担超過や教育負担のアンバランスについて改善を求められ、カリキュラムの再編等を契機に改善について検討してきた。しかし、2008年度に大学基準協会による認証評価を受審した結果、「一部のみなし専任教員の授業担当時間が過重となっている現状は、改善が必要である。」「専任教員の授業負担は全体に過大である。」旨の委員会案の提示を受けている。本学としては、この委員会案を真摯に受け止め、対応策を講じる予定である。

また、今回の自己点検・評価の活動の中で、大学における各種基礎データの整備において、十分な体制がないことが明らかになった。特に、様々なデータが縦割りの組織に分割されて管理されており、必要なデータが直ちに利用できない、複数のデータを一時に照合できない、データを総合的に分析できないということが点検・評価を進める上で、大きな障害となっている。電子化されたデータは容易に処理できるものであるだけに、個人情報の漏洩を防ぐための十分な安全対策をとりながら、点検・評価と改革の実施のためにデータの有効な管理と利用を可能にする体制を早急に造らねばならない。

【改善方策】

点検・評価活動を通じて、大学の教育、研究或いは管理・運営などについて、組織的に議論が行われ始めた流れを滞らせることがないよう、自己点検・評価全学委員会が引き続きその役割を果たしていくことが必要である。とりわけ、学部・学科などにおいてそれぞれの学部等自己点検・評価実施委員会を核として、大学改革を着実に進めていくために、十分な議論が行われるよう、自己点検・評価全学委員会は、様々な啓蒙活動を企画・実施するとともに、学外の情報と学内のデータの提供などのサポートを行う。同時にその過程を通じて学部などの各組織における問題点が全学に反映されるようにする。また、引き続き学内の各種委員会と委員の相互派遣や合同の小委員会の開催などによって連携し、点検・評価そのものを実のあるものとするともに、その結果が学内の様々な場面において改革に活かされるようにする。

点検・評価がPDCAサイクルの一環として動いていくようにするために、2008年10月に起ち上がったFD全学委員会における議論と、これに基づく教育等の改革を進めていかねばならない。FD全学委員会と自己点検・評価全学委員会とが車の両輪として、PDCAサイクルを動かしていくことにより、点検・評価を大学改革のために意味のあるものとすることができる。このためには教学役職者のリーダーシップのもと、特に点検・評価とFDを主管する副学長、学長補佐と、FD全学委員会委員長の協力体制によって自己点検・評価全学委員会そのものの活性化と、認証評価とFDが義務づけられた現在、上からの押しつけにならないよう、各学部・学科、研究科、委員会との間で双方向のコミュニケーションの活性化が

必要である。

「学生による授業評価アンケート」及び「学生生活実態調査」については、これまで自己点検・評価全学委員会が主管していたが、2008年10月に発足したFD全学委員会に業務移管することとなった。FD全学委員会は、調査方法、調査項目、公開の範囲とその方法などについて2009年度中に検討し、教育改革に資するものとする。

第三者評価については、2009年度中に自己点検・評価全学委員会において、外部評価委員制度の導入などを含めて検討し、2010年度からの実施を目指す。

データの利用については、点検・評価に基づく改善施策の実施の過程を通じて、2011年の自己点検・評価までに、法人、教学及び事務局の話し合いのもと、データを管理、利用するための組織とシステムを造る。

最後に、上記「点検・評価項目」で特筆した項目については以下、具体的に記す。

- 1) 引き続き、学部学生の入学定員超過率1.0の厳格な管理に努めるとともに、大学院学生については、奨学金の充実など学生の修学環境の改善に努めることにより、定員充足率の向上を図る。
- 2) 教員の年齢構成については、大学設置基準に定める専任教員数を堅持しつつ教員数の半数以上は原則として教授とすることをもち慮しながら、引き続きバランスの取れた年齢構成の維持に努める。
- 3) 施設等の教育研究環境の改善については、法人として新たな校地の取得について検討を進めるとともに、教学においても時間割編成上の工夫やカリキュラムの再編を契機とした開講授業科目の精選等に努める。
- 4) 法科大学院の認証評価受審の結果については、今後の意見申し立てを経て確定する予定であるが、特に重大な問題として指摘のあった事項については善後策を速やかに検討するとともに、問題点（助言）として指摘があった事項についても、その解消に努める。